議案第４号

西三河都市計画用途地域の変更（案）（碧南市決定）について

１　変更の理由

丸山町地区（約０．６ヘクタール）及び２号地地区（約２５．６ヘクタール）について、市街化区域編入に伴い将来の土地利用計画等を踏まえ両地区において用途地域の変更を行う。

２　変更の内容

丸山町地区及び２号地地区について用途地域を以下のとおり変更する。

地区名	編入前	編入後
丸山町地区	―	第一種住居地域
２号地地区	―	工業専用地域

３　変更箇所

区域は計画図表示のとおり

４　住民説明会

(1) 令和６年６月４日（火）２号地地区

(2) 令和６年６月１３日（木）丸山町地区

５　縦覧期間、意見書提出期間及び縦覧者数

令和６年１１月８日（金）から令和６年１１月２２日（金）

縦覧者数　１名

６　意見書の提出

無

７　今後の予定

愛知県都市計画審議会　令和７年２月予定

８　効力の発生日

変更告示　令和７年３月予定